

Ⅲ 計画等の策定及びその内容に係るメルクマール(第3次勧告)

〔内閣府地方分権改革推進室において、第2次・第3次勧告を基に作成〕

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの	
			法律	条文
c2①	私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合	存置	老人福祉法	都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
c2②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合	存置	高齢者の医療の確保に関する法律	都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、五年ごとに、五年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画(以下「都道府県医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。
c2③	基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合	存置	水道法	都道府県知事は、前項の規定による要請があつた場合において、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同意を得て、広域的水道整備計画を定めるものとする。
c2④	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合	存置	景観法	景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 景観農業振興地域整備計画の区域 二 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項 三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第二号の二及び第四号に掲げる事項
【参考】	上記の「計画等の策定及びその内容に係るメルクマール」のいずれも非該当とされたもの	廃止又は単なる奨励	地方公務員法	人事委員会は、必要な調査研究を行い、職階制に適合する給料表に関する計画を立案し、これを地方公共団体の議会及び長に同時に提出しなければならない。

IV 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け
(地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為)に係るメルクマール(第3次勧告)

〔内閣府地方分権改革推進室において、
第2次・第3次勧告を基に作成〕

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの	
			法律	条文
cb1a	法制度上当然に国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合の同意を要する協議	存置	ダイオキシン類対策特別措置法	都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
cb1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合の同意を要する協議	存置	水質汚濁防止法	都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。
cb1①	法制度上当然に、国の施策を集中的に講ずるものとされており、法制上特別の効果が生じる計画を策定する場合において、国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるものの同意を要する協議	存置	都市再生特別措置法	市町村(都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除く。)は、前項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更しようとするときは、同法第十九条(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する手続を行うほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
cb1②	国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるものの同意を要する協議	存置	都市緑地法	市町村は、基本計画に第二項第三号イに掲げる事項(都道府県の設置に係る都市公園の整備の方針に係るものに限る。)を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
cb1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるものの同意を要する協議	存置	水産資源保護法	都道府県知事は、前項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
cb2①	国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるものの同意を要しない協議	存置	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(以下「指定都市等」という。)を除く。第八項を除き、以下同じ。)は、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事業(以下「優良賃貸住宅整備事業」という。)に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

**Ⅳ 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け
(地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為)に係るメルクマール(第3次勧告)**

〔内閣府地方分権改革推進室において〕
第2次・第3次勧告を基に作成

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの	
			法律	条文
cb2②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合の同意を要しない協議	存置	都市計画法	国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(第六条の二第二項第二号に掲げる事項に限る。以下この条及び第二十四条第三項において同じ。)若しくは区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)は、国土交通大臣又は都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。
cb2③	事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を超える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	存置	下水道法	前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣(政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ。)の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。
cb2④	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であつて、私人の権利・義務に関わるもの	存置	新住宅市街地開発法	施行者である地方公共団体は、処分計画を定めようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとする場合(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)においても、同様とする。
cb2⑤	同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であつて、私人の権利・義務に関わるものにおける同意を要しない協議	存置	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議をしなければならない。
cb2⑥	私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であつて、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの	存置	—	—
cb3d	刑法等で一般には禁止されていながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合	存置	—	—

**Ⅳ 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け
(地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為)に係るメルクマール(第3次勧告)**

〔内閣府地方分権改革推進室において、
第2次・第3次勧告を基に作成〕

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの	
			法律	条文
cb3e	公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合	存置	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	地方公共団体(第百十九条第五項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。以下この款、第百九十一条第二項第四号、第二百条並びに第二百五十条第三項及び第四項において同じ。)は、防災街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画において定めた設計の概要については、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあっては国土交通大臣の、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。
cb3f	補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合	存置	—	—
cb3g	法人の設立に関する事務を処理する場合	存置	—	—
cb3h	国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合	存置	—	—
cb3①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの	存置	—	—
cb4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合	存置	老人福祉法	市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない
cb5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの	存置	—	—

IV 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け
 (地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為)に係るメルクマール(第3次勧告)

(内閣府地方分権改革推進室において、
 第2次・第3次勧告を基に作成)

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの	
			法律	条文
cb6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合	存置	競馬法	前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(次項及び第二十三条の二十八第一項第五号において「認定都道府県等」という。)は、当該認定に係る競馬連携計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。
cb6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合	存置	住宅地区改良法	施行者は、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に協議の上、事業計画を定めなければならない。この場合において、市町村がその協議をしようとするときは、都道府県知事を通じてしなければならない。
【参考】	上記の「計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け(地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為)に係るメルクマール」のいずれも非該当とされたもの	廃止	森林法	市町村の長は、当該市町村の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、関係森林管理局長の意見を聴かななければならない。

V 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け (cbに該当するものを除く)に係るメルクマール(第3次勧告)

〔内閣府地方分権改革推進室において、
第2次・第3次勧告を基に作成〕

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの	
			法律	条文
c3①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合	存置	都市計画法	臨港地区に関する都市計画は、港湾法第二条第一項の港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものとする。
c3②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合	存置	医療法	都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
c3③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合	存置	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針の案について、関係市町村長の意見を聴き、かつ、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域が二以上の都府県の区域にわたるときは関係都府県知事に協議しなければならない。
c3④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合	存置	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
【参考】	上記の「計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け(cbに該当するものを除く)に係るメルクマール」のいずれも非該当とされたもの	廃止又は単なる奨励	都市再生特別措置法	市町村は、次条第一項の規定により市町村都市再生整備協議会が組織されている場合において、都市再生整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該市町村都市再生整備協議会の意見を聴かなければならない。

Ⅵ 計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付けに係るメルクマール(第3次勧告)

〔内閣府地方分権改革推進室において、第2次・第3次勧告を基に作成〕

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの	
			法律	条文
c4①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合	存置	瀬戸内海環境保全特別措置法	関係府県知事は、指導方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
c4②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合	存置	漁港漁場整備法	地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を、当該公告の日から二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。
c4③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合	存置	海洋水産資源開発促進法	都道府県は、開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。
【参考】	上記の「計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付けに係るメルクマール」のいずれも非該当とされたもの	廃止又は単なる奨励	農業振興地域の整備に関する法律	都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
【参考】	「計画等の策定の手続(私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等)の個別具体的な方法の義務付け」(c5)については、存置を許容するメルクマールはなく、すべての条項について廃止又は例示化することとされている	廃止又は例示化	農業振興地域の整備に関する法律	市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案を、当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、その公告の日から三十日間縦覧に供しなければならない。